

## 京都市就労継続支援B型等工賃補償補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う受注等の減少に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）（以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護，同条第13項に規定する就労移行支援又は法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。）第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型を実施する者（以下「就労継続支援B型等事業所」という。）が利用者に支払う工賃の維持を図るため，就労継続支援B型等事業所に対する補助金の交付に関し，京都市補助金等の交付に関する条例（以下「条例」という。）に定めるもののほか，必要な事項を定めるものである。

### (交付の対象者)

第2条 就労継続支援B型等事業所のうち，令和3年3月31日以前に本市の指定を受け，申請日時点において事業を継続している者

### (交付の要件)

第3条 就労継続支援B型等事業所において，新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により生産活動収入が減少し，利用者に支払う工賃の維持が困難である場合に交付する。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は，別に定めるところにより，新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う生産活動収入の減少の影響を受ける前における就労継続支援B型等事業所の生産活動収入の平均月額をその間の工賃の支払い対象となる月ごとの平均利用者数で除した額に，次条に定める補助対象期間における生産活動収入の減少割合及び当該期間に利用する就労継続支援B型等事業所の月ごとの利用者数の合計数を乗じて得た額を，予算の範囲内において交付する。

### (補助対象期間)

第5条 令和3年4月1日から令和3年9月30日までの利用に係る工賃を対象とする。

### (交付の申請)

第6条 条例第9条の規定による申請は，京都市就労継続支援B型等工賃補償補助金交付申請書（第1号様式）に必要書類を添えて，市長に申請するものとする。

### (決定及び通知)

第7条 市長は，補助金の交付決定をしたときは，条例第12条第1項又は第2項の通知をするものとする。

### (生産活動収入への補填)

第8条 この補助金の交付決定を受けた者は、交付額の全部を就労支援事業会計に繰り入れるものとする。

(交付の方法)

第9条 市長は、第7条の規定による補助金の交付決定を受けた者からの請求により、実績払いするものとする。

(関係書類の整備等)

第10条 補助金の交付を受けた者は、事業の収支に係る帳票やその他事業に係る諸記録を整備し、当該経費の経理状況を明らかにしておくとともに、市長が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(補助金の返還等)

第11条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、若しくは補助金の交付予定額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 不正な手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 補助金を使用せず、又は補助金交付の目的に反して補助金を使用したとき。
- (3) この要綱又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は令和2年6月8日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和3年11月5日から施行し、令和3年4月1日から適用する。